

平成23年5月第92回臨時会 議員提出議案及び審査結果

(5月13日提出)

発議第1号 青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例案

(5月13日原案可決・賛成多数)

[賛成：自民、民主、青和、公健、共産 / 反対：無(古村)]

発議第2号 夏期の電力需給対策における節電等の取組に関する決議案

(5月13日原案可決・賛成多数)

[賛成：自民、民主、青和、公健、共産 / 反対：無(古村)]

※議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民＝自由民主党 民主＝民主党 青和＝青和会 公健＝公明・健政会

共産＝日本共産党

無(相馬)＝無所属・相馬鋁一議員 無(古村)＝無所属・古村一雄議員

---

## 青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例案

(発議第1号・原案可決)

平成二十三年六月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における青森県議会の議員の議員報酬月額、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）第二条の規定にかかわらず、同条例別表第一に定める議員報酬月額から当該議員報酬月額に百分の三（議長にあつては百分の五、副議長にあつては百分の四）を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の規定による期末手当の額の算出の基礎となる青森県議会の議員の議員報酬月額は、同表に定める議員報酬月額とする。

附 則

この条例は、平成二十三年六月一日から施行する。



提案理由

青森県議会議員の議員報酬の特例を定めるため提案するものである。

## 夏期の電力需給対策における節電等の取組に関する決議案

(発議第2号・原案可決)

3月11日に発生した東日本大震災により、東北電力管内の電力供給力が大幅に減少した。これによって、今夏には電力需給ギャップが生じる見込みとなっているところである。本県をはじめ震災で被害を受けた東北の各地域においては、これから「復旧から復興」へ向けて動き出す時であり、その際、電力は必要不可欠である。地域の活力の源である産業活動が停電によって停滞することは、震災からの復旧・復興と地域経済の再出発が望めない状況になる。

このため、電力事業者においては、更なる供給力の積み増しに取り組むとともに、企業、事業者、一般家庭などの電力需要家の方々においても、作業時間のシフトや照明の消灯などの節電対策により一層取り組む必要がある。

については、青森県においては、県民・企業等が一致団結して節電対策に取り組む気運醸成を図るとともに、より具体的で、実効性のある節電等の取組例を広く県民・企業等に周知し、復興の基盤である企業等の必要な生産活動を確立して、被災県青森県がいち早く立ち上がり、本格的な復興へ着実にその歩みを進めていくことを求めるものである。

以上、決議する。

平成23年5月13日

青 森 県 議 会